

平成17年分から
消費税の申告と納税が変わります
 新たに課税事業者となった個人事業者の皆さんへ

個人事業者のうち、平成15年分の課税売上高が1,000万円を超えた方は、平成17年1月1日から新たに課税事業者となり、消費税の申告と納税が必要です。

また、売上高が5,000万円以下の課税事業者の方は、簡易課税制度が選択できます。選択する場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です。平成17年分で新たに課税事業者となった方は、平成17年12月31日が提出期限です。

なお、平成17年分の消費税・地方消費税の申告と納税期限は、平成18年3月31日です。

**振替納税制度を
 ご利用ください**

消費税・地方消費税(個人事業者)の納税には、便利な振替納税をご利用ください。新たに振替納税を希望される場合は、申告期限までに預貯金先の金融機関または所轄の税務署に、「預貯金口座

振替依頼書」を提出してください。

**年末調整
 説明会を開催**

今年も、表の日程で年末調整説明会を開催します。昨年と同様、年末調整関係書類を徴収義務者(会社など)へ事前に送付しますので、持参(同封されている案内状を含む)の上、ご出席ください。

とき	ところ
11月15日(火)	比和文化会館
16日(水)	庄原市民会館
17日(木)	西城公民館
18日(金)	東城町老人福祉センター

※時間はいずれも10時から12時まで

問い合わせ
 庄原税務署

☎0824-72-1001

税務課市民税係

☎0824-73-1146

**農業収支計算
 相談会を開催**

農業所得の申告は、前回から農業所得標準がなくなくなり、すべての農家の方が、収入から経費を差し引いて計算する「収支計算」になっています。

申告の際には、ご自分で収入・経費に関する書類を保存し、申告の前までに収入のまとめと、経費の振分けをしていただく必要があります。このため、農業所得の申告者を対象に次の内容で相談会を開催します。申告がスムーズに受けられるよう、農家の方の積極的な参加をお願いします。

なお、庄原地区および東城地区以外については、各支所で随時相談に応じます。

内容

◎月別集計表の作成(2時間)
 ↳自分で保存されている収入と経費に関する書類(貯金通帳・請求書・領収書・シート等)を必ずご持参ください。それを基に各自で月別集計表に書き出していきます。

また、説明会資料「収支計算の手引き」をお持ちの方は、併せてご持参ください。

開催日程

庄原地域

とき	地区	時間	会場
11月29日(火)	高本村	10時～ 14時～	総合体育館
	峰田敷信	10時～ 14時～	
12月1日(木)	東西	10時～ 14時～	
	北庄原	10時～ 14時～	

※ご都合の悪い場合は、割当て地区以外の日に来ていただいてもかまいません。

東城地域

とき	時間	会場
11月22日(火)	13時～ 19時30分～	東城支所
25日(金)	19時30分～	小奴可研修センター

- 問い合わせ
 庄原税務署
 ☎0824-72-0464
 税務課市民税係
 ☎0824-73-1146
 西城支所市民課
 ☎0824-82-2124
 東城支所市民課
 ☎08477-2-5121
 口和支所市民課
 ☎0824-87-2112
 高野支所市民課
 ☎0824-86-2115
 比和支所市民課
 ☎0824-85-3001
 総領支所市民課
 ☎0824-88-3063